

# 第3次地域福祉計画のポイント



## 第2次計画からの変更点

### ①「地域福祉」に関する教育を実施します

第2次計画では、子ども達に対し、一般的な「福祉」に関する教育（点字・手話・車椅子・インスタントシニア体験）を行いましたが、第3次計画では「地域福祉」に関する教育を組み込み、村への愛着心や社会貢献の心を育てていきます。



# 第3次地域福祉計画のポイント



## 第2次計画からの変更点

### ②住民の皆さんによる地域福祉活動を積極的に支援します

第2次計画では、地域福祉関係団体ごとに個別の活動支援を行ってききましたが、第3次計画ではそれらに加え、「活動を始めてみたい」人を多方面からバックアップするとともに、地域福祉関係団体・個人がつながり合う機会を提供します。



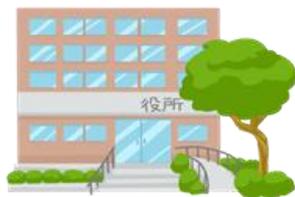
# 第3次地域福祉計画のポイント



## 第2次計画からの変更点

### ③住民の皆さんと行政，関係機関が連携・協働して行う事業を推進します

- 第2次計画では地域福祉関係団体と行政の連携を図ってきましたが，第3次計画では「協働」で行う事業を推進します。
- 第2次計画では，福祉・保健・医療の連携強化を図ってきましたが，第3次計画では，さらに幅広い分野と連携し，地域で支援を必要としている人々を支援します。



# 第3次地域福祉計画のポイント



## 第2次計画からの変更点

### ④権利擁護サービスの実施体制チェックを行います

第2次計画では権利擁護サービスの実施を推進してきましたが、第3次計画では、それに加えて、権利擁護サービスが適切に実施されているかどうかのチェックも行っていきます。

